



**出生届が
提出されないと、
その子には戸籍が
つくられません。**

*戸籍とは、人がいつ誰の子として生まれて、いつ誰と結婚し、いつ亡くなったかなどの身分関係を登録し、その人が日本人であることを証明する唯一のものです。



**戸籍がないこと
(無戸籍)による
不利益は？**

- 住民票やパスポートが原則つくられません(一定の要件を満たしていれば、つくられる場合があります。)
- 資格を取得するために、戸籍の証明を求められることがあります。
- 親の遺産を相続する場合、親子の証明ができないことがあります。



無戸籍相談窓口一覧

「無戸籍者の相談のことで」とお伝えください。

北海道	札幌法務局	011(709)2311	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
	函館地方法務局	0138(23)9526	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
	旭川地方法務局	0166(38)1165	旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
	釧路地方法務局	0154(31)5015	釧路市幸町10-3
東北	仙台法務局	022(225)5611	仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
	福島地方法務局	024(534)1933	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
	山形地方法務局	023(625)1617	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
	盛岡地方法務局	019(624)1141	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
	秋田地方法務局	018(862)6531	秋田市山王7-1-3
青森地方法務局	017(776)9021	青森市長島1-3-5 青森第二合同庁舎	
関東甲信越	東京法務局	03(5213)1344	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
	横浜地方法務局	045(641)7461	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
	さいたま地方法務局	048(851)1000	さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
	千葉地方法務局	043(302)1316	千葉市中央区中央港1-11-3
	水戸地方法務局	029(227)9911	水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
	宇都宮地方法務局	028(623)0921	宇都宮市小幡2-1-11
	前橋地方法務局	027(221)4420	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
	静岡地方法務局	054(254)3555	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
中部	甲府地方法務局	055(252)7176	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
	長野地方法務局	026(235)6629	長野市大字長野旭町1108
	新潟地方法務局	025(222)1565	新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
	名古屋法務局	052(952)8130	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
近畿	津地方法務局	059(228)4192	津市丸之内26-8 津合同庁舎
	岐阜地方法務局	058(245)3181	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
	福井地方法務局	0776(22)4344	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
	金沢地方法務局	076(292)7829	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
	富山地方法務局	076(441)0550	富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
中国	大阪法務局	06(6942)9459	大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎
	京都地方法務局	075(231)0131	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
	神戸地方法務局	078(392)1821	神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
	奈良地方法務局	0742(23)5534	奈良市高畑町552
	大津地方法務局	077(522)4671	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
四国	和歌山地方法務局	073(422)5131	和歌山市2番丁3 和歌山地方合同庁舎
	広島法務局	082(228)5765	広島市中区上八丁堀6-30
	山口地方法務局	083(922)2295	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
	岡山地方法務局	086(224)5659	岡山市北区南方1-3-58
	鳥取地方法務局	0857(22)2260	鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
九州・沖縄	松江地方法務局	0852(32)4230	松江市東朝日町192-3
	高松法務局	087(821)6191	高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
	徳島地方法務局	088(622)4824	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
	高知地方法務局	088(822)3331	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
	松山地方法務局	089(932)5712	松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎
九州・沖縄	福岡法務局	092(721)9334	福岡市中央区舞鶴3-5-25
	佐賀地方法務局	0952(26)2185	佐賀市内城2-10-20
	長崎地方法務局	095(820)5953	長崎市万才町8-16
	大分地方法務局	097(532)3347	大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
	熊本地方法務局	096(364)2182	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	鹿児島地方法務局	099(259)0668	鹿児島市鴨池新町1-2
九州・沖縄	宮崎地方法務局	0985(22)5250	宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎
	那覇地方法務局	098(854)7953	那覇市樋川11-15-15 那覇第1地方合同庁舎

上記以外にも相談窓口があります。
詳しくは、上記お近くの無戸籍相談窓口にお問合せください。
受付時間 平日 8:30~17:15

無戸籍 法務省

令和3年2月発行

子どもの戸籍を つくるために

～出生届のことで悩んでいませんか～



※子どもが生まれた場合、出生の届出をしなければならず(戸籍法49条1項、52条)、その届出が市区町村に受理された場合、その子は戸籍に登録されます。

法務省ホームページ「無戸籍でお困りの方へ」
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html



出生届のことで
次のような悩みを
抱えていませんか？



● **婚姻期間中に夫以外の
男性との子を出産予定**※

● **離婚後300日以内に前
夫以外の男性との子
を出産予定**



このような場合、**法律上、夫又は前夫の子であると推定される**ため、原則として、出生届には夫又は前夫を記載する必要があります。

そして、夫又は前夫の記載をためらわれてしまう方もおられます。

※ただし、婚姻の成立後200日以内に出生した子については、出生届に夫を記載せずに提出することも可能です。



子どもの戸籍を
つくるには？

① 夫又は前夫を父とする 出生届の提出

夫又は前夫を父として出生届を提出すれば子の戸籍はつくられますが、その子の父欄には夫又は前夫が記載されるとともに、夫又は前夫の戸籍に入ることになります。

② 夫又は前夫を父としない 出生届の提出

法律上、夫又は前夫が父と推定されているため、原則として、裁判手続によってその推定を否定した上で、出生届を提出することとなります※。

※裁判手続を経ない場合であっても、離婚後に懐胎したことを医学的に証明することができる場合は、前夫の子という扱いにはなりません。

このような場合、出生届とともに医師が作成した一定の様式の証明書を提出する必要があります。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji137.html>

子の父欄に前夫は記載されず、前夫の戸籍に入ることありません。

- 夫又は前夫を記載しなくとも出生届を提出する様々な方法があります。
- あなたの事情をお聞きした上で、最善の方法をご提案します。
- 専門的な話も分かりやすく説明します。



子どもを無戸籍に
しないために解決策を
一緒に考えましょう。

- 予約は不要で、相談は無料です。
- 秘密は必ず守ります。
- お気軽に裏面の無戸籍相談窓口にご相談ください。

子どものためにも、
ためらわずに
ご相談ください。



戸籍がない方の情報を知っている方からの
情報提供もお待ちしています。

